

点検、測定及び試験の基準

設 備		点 検 項 目	点 検 の 種 別			工 事 期 間 中 の 点 検 臨 時 点 検
			月 次 点 検	年 次 点 検		
				停 電	無 停 電	
受	区分開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		継電器の動作試験		○	※2○	
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○	
変	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
電	断路器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
設	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
電	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		〃 耐圧試験		必要の都度		
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		遮断器、開閉器と 継電器の連動試験		※3○	※3○	
設	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		〃 耐圧試験		必要の都度		
備	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
備	計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
備	避雷器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
備	母線等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
備	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	
		電圧、電流測定	○			
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		計器校正試験		必要の都度		
受・配電盤	絶縁監視装置	外観点検	○	○	○	
		許容誤差試験(伝送試験を含む)		○	○	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		※4○	※4○	
構造物	受変電室建屋、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等(発電設備含む)	外観点検	○	○	○	

設 備	点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨時点検	
		月次点検	年次点検			
			停 電	無停電		
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5	○	
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		〃 耐圧試験		必要の都度		
継電器の動作特性試験		※3,6	○			
蓄電池設備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
発電設備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験		○		
	始動装置(蓄電池、充電装置等)	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	太陽電池、発電機、燃料電池	外観点検	○	○		
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○			
		絶縁抵抗測定		※7	○	
	遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
絶縁油酸価測定			上記結果により			
〃 耐圧試験			必要の都度			
直交変換装置、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		※7	○		
	電圧、電流測定	○				
	継電器の動作特性試験		※3,6,8	○		
	計器校正試験		必要の都度			

- 注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。  
外観点検とは、設備が運転中の状態において目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行う。
    - a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
    - b. 電線と他物との離隔距離の適否
    - c. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
    - d. 接地線等の保安装置の取付け状態
  3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとする。ただし、信頼性が高くかつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行ってもよい。
  4. 工事期間中の点検は、外観点検を行う。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行う。
  5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略してもよい。
  6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えてもよい。
  7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行うこと。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとする。
  8. ※を付した項目は、次のとおりとする。
    - ※1 部分放電測定及び温度測定に替えてもよい。
    - ※2 継電器の単体試験（押し釦テスト）及び制御回路試験とする。
    - ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し無停電試験に替えてもよい。
    - ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略してもよい。
    - ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長してもよい。
    - ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略してもよい。
    - ※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略してもよい。
    - ※8 発電設備に設置する系統連系保護装置については、単独運転検出機能の動作確認に替えてもよい。